

ドメイン名政策委員会 第 1 回会合での主な意見

- ルールを作ってその中に何かを押し込めるというスタンスではなく、現在動いているものを尊重しながらルールを作る、というスタンスがインターネットガバナンスの現状。
- インターネットを使えばビジネスが伸びる、日本がインターネット、ドメイン名制度を最も使いやすくして社会に貢献できる国となるべきではないか。
- 大変な災害等があった場合に、完全に民間だけの手で今のインターネット制度、社会を守れるのか、ということ。諸外国では、必要最低限の政府関与について考えられているが、そういう体制をどうやって維持していくか考えるべきではないか。
- 利用者の知らないところでドメイン名が使われ、そこでトラブルがあると利用者が不便をこうむるということが現れてきている。従来のドメイン名の安定性・信頼性とは違う視点で、利用者保護、消費者保護について考えるべきではないか。
- ドメイン名は人間の合意、符丁のようなものであるが、公私の色々な活動が、もうこれなしではすまないという点で、公共性を有しているのではないか。
- 株式会社に公共性が高い役割を託すとなると、その会社のコーポレートガバナンスは大丈夫かという問題があるのではないか。
- 公益性の観点からのコントロールは、必ずしも官が行う必要はないかもしれないが、公というパブリックからのコントロールはおそらく必要ではないか。
- テクノロジーを国が上から制御するのは不可能であるということがどの分野でも出てきている中で、グッドプラクティスを民間が明らかにし、そのグッドプラクティスを確保するという役割を公ないし官がやってきているものがある。グッドプラクティスは常に進展するので、その形成について常に公がコミットしていくことが、ドメイン名についても一番適切なのではないか。
- 民間主導で発展してきた経緯は重視すべきで政府、あるいは国が関与する場合にも、実際の活力が失われないような形をとらなければならない。他方、これだけ社会的な影響力が非常に強くなっている現実からして、一定の透明性・信頼性を確保するために国がなにか考えなくてはいけないのではないか。
- 国が関わる場合にも色々な程度がある。契約というやり方の中でも、法律に基づ

いてというやり方もあれば、法律の中にどの程度その契約に関することを書いておくか、それとも契約にほとんど任せる形にするのかなど、いろいろなやり方がある。

- 消費者は、ドメイン名を便利ツールとして、特に意識せずに利用している。
- ドメイン名には、グローバル空間の中での商標、ブランドを保つという側面と、機能としてサービスを止めてはならないという側面がある。
- イギリスでは管理者を法律によって決めるものではなく、すでに存在している管理者に不備があったときにはどうするか、ということを保険的に法律で定めている。
- グローバルドメインでのコミュニティをどう作っていくかという話になってくる。ICANN と米国政府との関係が影響している部分もある。
- DNS サーバー運用が止まったら大変なことになる。しかし実際にはコピーがそこら中にあるので、それを止めることは実質できない。
- 民から官へという考えは流れに反するのではという話があるが、いまは co-regulation、官と民でいい形で関わっていくという考えもある。